

地方財政審議会付議（説明）案件

令和 3 年 2 月 2 日（火）

（案件名）地域自立応援施策の拡充について

- ・ 地域自立応援施策の拡充について（説明案件）

自治行政局地域自立応援課
菊地補佐（内 26829）

地域おこし協力隊

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。

○**実施主体**：地方公共団体

○**活動期間**：**概ね1年以上3年以下**

○**地方財政措置**：

◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり470万円上限

(報償費等270万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)

※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大320万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり470万円の上限は変更しない。)

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限

※ 令和3年度に限り、対象期間を最終年次又は**任期終了2年以内**へ延長

③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限

④ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限

⑤ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1団体あたり100万円上限(プログラム作成等に要する経費)、1人・1日あたり1.2万円上限(活動に要する経費)

⑥ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置(令和2年度から)



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地 域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和6年度に8,000人を目標**

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、令和元年度：154人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の**約4割は女性**

隊員の**約7割が20歳代と30歳代**

任期終了後、**約6割が同じ地域に定住**
※H31.3末調査時点

- 地域おこし協力隊は、平成21年度の創設以降、年々隊員数が増加し、令和元年度では5,503人の隊員が全国1,071の団体に活躍している。また、隊員OB・OGについても、引き続き地域で活躍されるなど地域活性化に大きく貢献している。こうした取組をさらに展開するため、地域おこし協力隊の強化を行う。

地域おこし協力隊インターンの創設

- ・「おためし地域おこし協力隊」（2泊3日程度）を実施しているが、隊員としての実際の活動や生活がより具体的にイメージできるよう、2週間～3か月、実際の地域おこし協力隊と同様の活動に従事してもらう「地域おこし協力隊インターン」を新たに創設。

★財政措置（特別交付税措置）

- ・インターンのプログラム作成等に要する経費：1団体あたり100万円上限
- ・協力隊インターン参加者の活動に要する経費：1人・1日あたり1.2万円上限



定住に向けた支援の強化

（1）任期後の住まい確保支援措置の創設

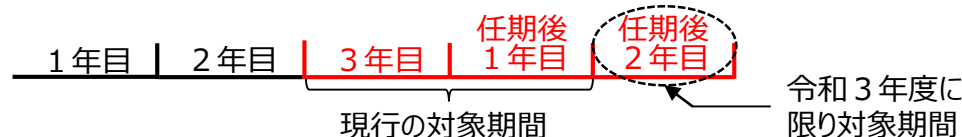
- ・協力隊が活動する条件不利地域では賃貸物件も少なく、住まいが定住する際のハードルとなっているとの声があるため、新たな支援を創設。

（2）起業支援の対象期間の拡大

- ・コロナの影響で資格取得が遅れ起業も遅れてしまうといった声がある。そこで、令和3年度に限り、任期後の対象期間を1年→2年へ延長。

★財政措置（特別交付税措置）

- ・対象経費：任期後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費
- ・措置率等：措置率0.5（財政力補正なし）



海外在住者向けの地域要件緩和

- ・現行、地域おこし協力隊員となるには、都市地域から転出することが要件となっているが、海外在住者が地域おこし協力隊員となる際に、国内の都市地域に住民票を異動させずに、直接地域おこし協力隊着任できるよう、地域要件の見直しを行う。

地域おこし協力隊インターン

- 令和6年度に隊員数8,000人という目標に向け「応募者数の増加」が急務であるなか、令和元年度から「おためし地域おこし協力隊」を実施しているが、隊員としての実際の活動や生活が具体的にイメージしにくいという意見も。そこで、「おためし」と「本体」との間に、新たなメニューとして「地域おこし協力隊インターン」を創設し、応募者の裾野を拡大。

おためし地域おこし協力隊

★期間

- ・主に2泊3日

★移住要件

- ・なし

★活動内容（例）

- ・行政、受入地域等関係者との顔合わせ
- ・地域の案内、交流会
- ・地域協力活動の実地体験 等

★財政措置（特別交付税措置）

- ・実施経費：1団体あたり100万円上限

地域おこし協力隊インターン←NEW！

★期間

- ・2週間～3か月

★移住要件

- ・なし

★活動内容

- ・地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事

★財政措置（特別交付税措置）

- ・インターンのプログラム作成等に要する経費：
1団体あたり100万円上限
- ・協力隊インターン参加者の活動に要する経費：
1人・1日あたり1.2万円上限

⇒地方への移住に淡い関心を寄せる方や地域おこし協力隊をあまり知らない方へアピール！

⇒地域おこし協力隊への参加を具体的なイメージをもって検討することが可能に！

地域おこし協力隊

★期間

- ・1年～3年

★移住要件

- ・原則、都市地域から条件不利地域への移住が必要

★活動内容（例）

- ・地場産品の開発・販売等地域おこし支援
- ・農林水産業への従事
- ・住民の生活支援 等

★財政措置（特別交付税措置）

- ・募集経費：1団体あたり200万円上限
- ・活動経費等：1人あたり470万円上限

参考事例

- ・新潟県においては、「にいがたイナカレッジ」として、1か月（短期）～1年（長期）の「地域インターン」を実施。短期（主に大学生）113名、長期（主に社会人）35名が参加（2012～2019年度、延べ数）
- ・「集落の若い人たちが集まりに出やすくなったと思います」、「なかなか腰が重くて取り掛かれなかったことが、学生達が私たちの背中を後押ししてくれました」といった地域の声あり。



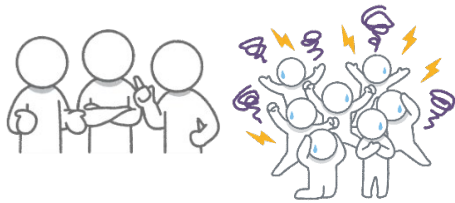
地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠**だが、そうした関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」が不足。そこで、市町村がそうした人材を「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度を創設。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実力があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に
成果へつなげる！

制度概要

★人物像

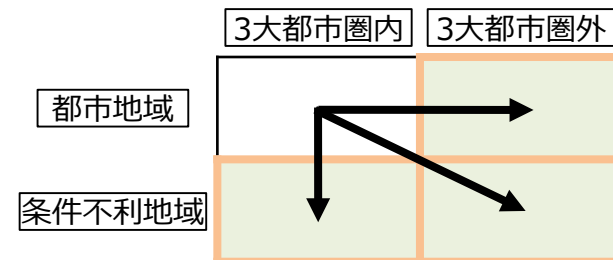
- ・地域の実情の理解、専門的な知識、仕事経験を通じた人脈、受入団体及び地域との信頼関係 etc
- ⇒地域おこし協力隊OB・OG、地域と関係の深い専門家 等

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり1人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地の協力隊から任用される場合には移住は求めない



参考事例①（群馬県みなかみ町）

人物：外部人材（地域おこし協力隊OB）

事業：道の駅の直売所運営、地場産品を活かした特産品開発（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整、外部人材の手配）

成果：着任前に比べ売上増加、施設の入れ込み客増加



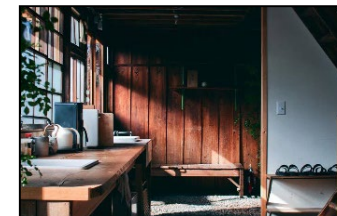
（出典）道の駅 たくみの里HP

参考事例②（山梨県富士吉田市）

人物：外部人材（地域おこし協力隊OB）

事業：空き家の再活用、地域事業者と協力した建築設計・企画業務（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整等）

成果：移住してきた移住者等による空き家・空き店舗活用
ゲストハウス開業



（提供）富士吉田市

参考事例③（岐阜県郡上市）

人物：外部人材（電通社員として、また自身が経営する法人を通じて郡上市に継続的に関与（地域おこし企業人））

事業：移住と雇用創出をセットにした事業「郡上カンパニー」の立ち上げ（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整、外部人材の手配）

成果：3年間で19人の起業挑戦者を誘致
100人以上のプロジェクト人口を創出



（出典）郡上カンパニーHP

参考事例④（北海道利尻町）

人物：外部人材（地域おこし企業人OB）

事業：定住移住促進企画の実施、閉校校舎の利活用、地域おこし協力隊の中間支援、ふるさと教育による他島交流等

成果：閉校校舎のリノベーション、リノベーション施設を活用した定住移住相談窓口の開設（運営は民間）等



（出典）利尻町定住移住支援センター「ツギノバ」HP

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）の創設

※令和3年度より

- 現行制度※を刷新し、幅広く地域活性化の課題に対応して地域を起こす企業人材の派遣に係る制度を創設。

※令和2年度まで地域おこし企業人制度として推進

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

①三大都市圏外の市町村

②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村
及び人口減少率が高い市町村

1,429市町村
(現行は条件不利
地域など1,188団体)

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野(デジタル人材)

○地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)

○中心市街地活性化

等

特別交付税 措 置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円／人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)／人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)／団体

(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期 間

6ヵ月 ～ 3年

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

(協定締結)

福島県伊達市

イオンリテール株式会社

【所属課室】 総務部 秘書広報課(令和2年4月1日任命)

【受入自治体における課題】

- ・少子高齢化による人口の自然減、若者の都市部への流出による社会減がモデルパターンよりも進行している。
- ・第1次産業が中心の自然豊かなまちであるが、農産物を使った商品開発の遅れなど素材の魅力を活かしきれておらず、農産物に関わる担い手が不足。新規就農者を増やす必要がある。

【派遣元企業の人脈やノウハウ等をいかした業務】

- ・中国四国、九州の多くの県産品に関わり、様々な地域の産品や食文化に関わった他、転勤で多くの地に居住した経験を活かし、よそ者の目で地域の人気が気付かない魅力を引き出している。
- ・地域産品の推奨や販路拡大、加工品開発に取組んだ経験を活用し、本市産品の販路拡大及び6次産業化の推進に協力している。
- ・イオンGでの人脈と協力を活かし、6次産業化に向け現役バイヤーとともに商品化に向け改善を重ねている。

【企業人活用の成果ポイント】

- ・イオンの協力で、コロナ禍で中止となったトップセールスに代わるオンライン中継によるトップセールスを実施。
地域産品である桃のPRに繋がった。



岩手県釜石市

株式会社LIFULL (不動産情報サービス事業等)

【取組内容】 (派遣期間：平成30年4月～令和2年3月)

- ・空き家情報の集約・発信
- ・空き家利活用を推進する人材育成
(民間主導事業へのシフト、地元人材の育成等)
- ・民泊推進(物件改装・運営等に関する民間ノウハウの提供)

【取組成果】

- ・営業時代のノウハウを活かし、活用できる空き家の掘り起こしや利用者とのマッチングを推進
- ・空き家活用によるモデルケース(ルームシェア×民泊利用)づくりを推進



三重県いなべ市

株式会社ベネッセコーポレーション (教育支援事業等)

【取組内容】 (派遣期間：平成30年10月～令和3年3月(予定))

- ・教師に向けたICTシステム操作支援
- ・ICTを活用した教材作成支援、校内研修等の支援

【取組成果】

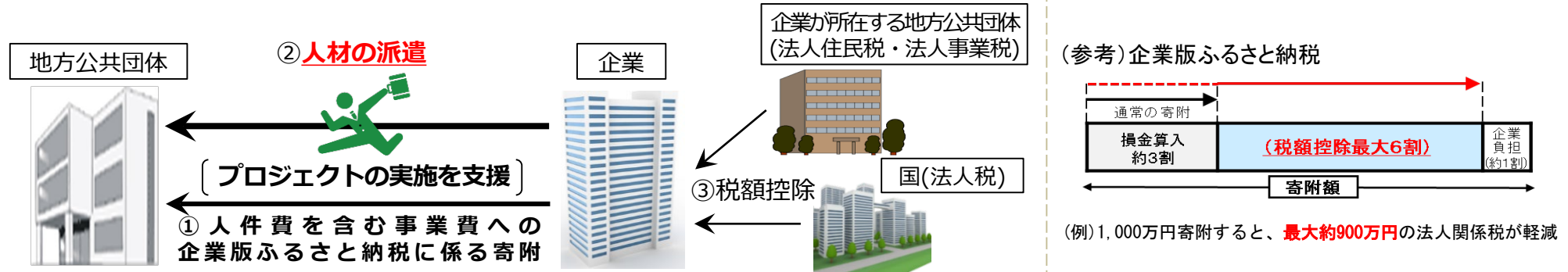
- ・教員への事前研修の実施を通してICTに対し苦手意識を有する教員への対応が進んだ。
- ・ICTを活用した授業資料や授業内容において様々な提案がなされた
- ・事業展開を進める上で、地域密着型事業提供モデルとしての好事例となった。



企業版ふるさと納税（人材派遣型）

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、**当該企業の人材が**、寄附活用事業に従事する**地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう**

地方公共団体のメリット

- **専門的知識・ノウハウを有する人材**が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に**人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる**
- **関係人口の創出・拡大**も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の**人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減**を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、**企業のノウハウの活用による地域貢献**がしやすくなる
- **人材育成の機会**として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項(Q & Aにより地方公共団体に周知)

- ・ 国が認定した**地域再生計画に基づくプロジェクト**に対する寄附が対象
- ・ 地方公共団体は寄附企業の**人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすること**により透明性を確保